

令和元年 第8回

甲斐市農業委員会議事録

令和元年8月29日

- 1 日 時 令和元年8月29日(木) 午後3時～
- 2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室
- 3 日 程  
日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件  
報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件  
報告第18号 農地法第18条第6項の規定による届出の件  
議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件  
議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
- 4 欠席委員 2番 衿津 豊 委員、5番 山本 修 委員、17番 坂本 文尚 委員
- 5 議事録署名委員 3番 山本 重高 委員、4番 大木 久士 委員
- 6 職務のために会議に出席した者の職氏名  
農業委員会事務局長 箭本 太  
農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹  
農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文  
農業委員会事務局庶務係 藤井 想
- 7 閉 会： 午後3時28分

【事務局長】

それでは只今より第8回の総会を始めさせていただきます。  
はじめに、あいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願いします。

相互に礼。

ご着席ください。

続きまして、内藤副会長より開会のことばをお願いします。

【内藤副会長】

(あいさつ)

第8回の甲斐市農業委員会総会を開催したいと思います。慎重審議をよろしくをお願いします。

【事務局長】

ありがとうございました。  
続きまして、会長よりご挨拶をいただきます。

【議長（会長）】

(あいさつ)

それでは開会をしたいと思います。

本日の出席委員は16人です。定足数に達しておりますのでただちに会議を開きます。

-----  
(日程第1  
議事録署名委員の  
指名)

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、3番山本委員と4番大木委員を指名致します。

-----  
(日程第2  
会期の決定)

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。  
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がありませんので、本日1日と決定致します。

(日程第3議事)

(報告第16号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

報告第16号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を上程いたします。

事務局に番号12番から14番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料1ページをお願いします。農地法施行令第4条第1項第7号の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたので報告します。

番号12番、住宅地図は1ページをお願いします。

●●番地、地目田、720㎡他1筆、合計1,580㎡を●●番地、●●さんが宅地分譲6区画にするための届出が出されました。

続きまして、番号13番、地図は2ページをお願いします。

●●番地、地目畑、面積85㎡を、●●番地、●●さんが共同住宅の敷地拡張のための届出が出されました。これは追認案件で経過理由書の添付がございます。

続きまして、番号14番、住宅地の3ページをお願いします。

●●番地、地目畑、面積10㎡を、●●番地、●●さんが公衆用道路にするための届出が出されました。

これは古くから道として利用されていましたが、隣接地で宅地分譲をするにあたり、旧公図を確認したところ、道がなかったため、地図訂正を行い農地となったため、改めて地目変更を行い、市へ帰属することになりました。

説明は以上になります。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(報告第 17 号)

【議長】 次の議事に移ります。報告第 17 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号 32 番、33 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料 2 ページをお願いします。農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をしましたので報告します。

はじめに番号 32 番、地図は 4 ページをお願いします。

●●番地、地目田、面積 183 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、下へ行きまして、

●●番地、地目田、面積 352 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、合計で 535 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんに所有権移転により、訪問看護ステーションにするための届出が出ています。

続きまして、番号 33 番、地図は 5 ページをお願いします。

●●番地、地目畑、面積 5.95 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに墓地にするための届出が出ています。

これは追認案件で、昨年 7 月に隣接の●●番地の転用許可が出ていますが、測量の結果、墓地が食い込んでいたため、分筆し今回の届出となりました。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第 18 号)

【議長】 次の議案に移ります。報告第18号、農地法第18条第6項の規定による届出の件を上程致します。事務局に番号4番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料3ページをお願いします。番号4番、地図は6ページをお願いします。

●●番地、地目田、面積1,384㎡、貸し人が●●番地、●●さんで、借り人が●●番地、●●さんです。解約の届出日が令和元年7月24日、こちらは平成29年6月30日から5年間の利用権設定をしておりましたが、合意解約をしたものです。

説明は以上です。

【議長】 はい、説明が終わりました。

この案件につきましても報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

---

(議案第33号)

【議長】 次の議案に移ります。議案第33号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号5番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料4ページをお願いします。地図は7ページになります。

番号5番、●●番地、地目田、面積1,384㎡を●●番地、●●さんが太陽光パネルを設置するための許可申請が出ています。

申請地は集落接続があり、住宅等が連たん区域内で、第3種農地と判断することができます。一般基準につきましては、申請書に添付された事業計画書、平成31年1月10日付けの設備認定書、電気需給契約書、融資証明の写しなどから問題はないと考えられます。

補足説明です。先程の報告第18号、18条の利用権合意解約の件で報告をさせていただきました農地であります。280枚、465㎡のパネルを設置し、最大で1時間当たり49.5kwの発電です。周囲は高さ1.2mのフェンスを設置し、雨水は自然浸透の計画です。

写真は北側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。次に現地調査の報告ですが、私の担当地区でございますので、報告をさせていただきます。

画面で見ていただくと分かりますとおり、●●の南側に位置しております。草が生えていますが、昨年まで●●さんが作っていた田圃であります。ご覧の状況等を含めまして、問題はないと判断致しました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に石川推進委員に意見を求めます。

【石川推進委員】 推進委員の石川でございます。

今村会長の報告とおり、何ら問題はないと思ひます。ご審議の程よろしくお願ひします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。番号5番を許可相当とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

-----  
(議案第34号)

【議長】 次の議案に移ります。議案第34号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号30番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料5ページをお願いします。住宅地図は8ページをお願いします。

番号30番、●●番地、地目畑、面積439㎡を他1筆、合計668㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により建売分譲にするための許可申請が出ています。

申請地は2か所になりますが、それぞれ集落接続があり、住宅等が連たんする区域で、第3種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、融資証明書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。建売分譲2区画の計画で、敷地面積は439㎡と229㎡で、給排水は隣接の道路の上下水道本管、上の●●番地が東側、下の●●番地が西側になりますが接続の予定です。

写真は●●番地が東側から、●●番地が北側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきましては2番の称津委員にお願いするところですが、本日欠席をしております。私も当日現地立会いをしておりますが、特に問題はないと判断させていただきました。

次に高橋推進委員に意見を求めます。

【高橋推進委員】 推進委員の高橋です。

問題はないと思います。よろしく申し上げます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 ないようですので、番号30番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号31番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号31番をお願いします。地図は9ページになります。

●●番地、地目田、面積742㎡他1筆、合計1,092㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により宅地分譲にするた



めの許可申請が出ています。

申請地は用途区域内で、第3種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、融資証明書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。宅地分譲4区画の計画で、敷地面積は1区画199㎡～269㎡で、給水は南側の上水道本管に接続、排水は合併浄化槽を経由して道路側溝から水路へ排水の予定です。

写真は西側から撮影したものです。説明は以上になります。

【議長】 説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、4番大木委員にお願い致します。

【大木委員】 21日に事務局と会長、推進委員の方と現地調査をしてきましたが、事務局の説明どおり別に問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

【議長】 次に石川推進委員に意見を求めます。

【石川推進委員】 推進委員の石川でございます。  
今、大木委員の報告のとおり、何ら問題はないと考えております。ご審議の程よろしくお願ひします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。番号31番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして番号32番の説明を事務局にお願いします。

【事務局】 はい、議長。

番号 32 番をお願いします。地図は 10 ページをお願いします。

●●番地、地目田、面積 855 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに使用貸借により、資材置場にするための許可申請が出ています。

申請地は集落接続があり、住宅等が連たんする区域で第 3 種農地判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、残高証明書、必要面積検討表などから問題はないと考えられます。また隣接する農地はありません。

補足説明です。事業規模拡大に伴い、現在の資材置場が手狭となったための新規資材置場の申請です。重機、ダンプ等の車両置場、砂利、砂置場として予定をしています。雨水は自然浸透です。

写真は北東側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を 9 番齋藤委員をお願いします。

【齋藤委員】

9 番齋藤です。

21 日に現地調査をしましたが、事務局が言ったとおり周りに隣接するはありません。何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

【議長】

はい、次に坂本推進委員に意見を求めます。

【坂本推進委員】

推進委員の坂本です。

21 日の現地調査には同行できなかつたのですが、何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。番号 32 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続いて事務局に番号 33 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 6 ページをお願いします。地図は 11 ページになります。

番号 33 番、●●番地、地目畑、面積 408 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、自己用住宅にするための許可申請が出ています。

申請地は集落接続があり、住宅等が連たんする区域で第 3 種農地判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、資金証明、開発行為許可申請書の写し、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。建築面積は 80 m<sup>2</sup>で、給水は南西側の上水道本管に接続、排水は合併浄化槽を経由して隣接の道路側溝へ排水の予定です。

写真は西側から撮影したものです。説明は以上になります。

【議長】

事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、9 番齋藤委員をお願いします。

【齋藤委員】

9 番齋藤です。

この件も同じく 21 日に現地調査致しました。●●の南側に面する所で、周りの隣接する田畑に問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

【議長】

次に坂本推進委員に意見を求めます。

【坂本推進委員】

推進委員の坂本です。

報告のとおり、何ら問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

ないようですので、番号 33 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続いて、事務局に番号 34 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号 34 番をお願いします。地図は 12 ページをお願いします。

●●番地、地目畑、面積 315 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により駐車場にするための許可申請が出ています。

申請地は上下水道及び 500m 以内に 2 つの公共施設、保育園と小学校になりますが、第 3 種農地と判断することができます。一般基準については申請書に添付された事業計画書、駐車場の必要面積検討表、残高証明などから問題はないと考えられます。

補足説明です。こちらは隣接の宅地と併せて所有権移転し、習字教室を開く計画でございます。全体の面積は 617 m<sup>2</sup>で、農地部分は送迎・来客用駐車場として 11 台分を整備する予定です。雨水については自然浸透になります。

写真は北西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。

次に現地調査の報告を 12 番内藤委員をお願いします。

【内藤委員】 はい、8 月 21 日に会長、担当推進委員さん、事務局と現地調査を行いました。ここは事務局から説明があったとおり、習字教室ということで、保育園と小学校が近くにあるということで、3 種農地ですが、(写真に)小さい小屋が見えますが、あれは何かと確認したところ、農業用の小屋で、今回駐車場にするために取り壊すということで、11 台分の駐車場にする所有権移転ということで問題はないと思います。

【議長】 次に金丸推進委員に意見を求めます。

【金丸推進委員】 はい。今委員さんがおっしゃったとおりで何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 ないようです。番号 34 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。

小宮山副会長より閉会のことばをお願い致します。

【小宮山副会長】 (あいさつ)

以上をもちまして、第 8 回の農業委員会総会を閉会と致します。

午後 3 時 28 分 閉会